

令和4年
年末

交通事故防止県民総ぐるみ運動

令和4年12月1日木～10日土

毎月10日は“高齢者の交通安全の日”



横断歩道は歩行者優先です。

●車両の運転者は、横断歩道に近づいたときは、明らかに歩行者がいない場合を除いて、停止できるような速度で進行しなければなりません。

●横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。

●夜間、歩行者は明るい服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用して、交通事故から身を守りましょう。

車両を運転するときは、**早めにライトを点灯し、上向きライト（ハイビーム）を活用して交通事故を防ぎましょう。**

広島県警察
反射材活用促進キャラクター
「キラリ☆マン」



対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



交通事故を起こしたり、交通事故の被害に遭わないために、加齢に伴う身体機能の変化等について把握しましょう。

●体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。

●自動車等の運転に不安がある方は、運転免許証の自主返納を検討しましょう。

高齢運転者の方へ

●通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかり確認しましょう。

●運転操作は慌てず、落ち着いて確実に行いましょう。

●衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した安全運転サポート車（サポカー）を検討しましょう。

●70歳以上の運転者は高齢者マークを使用しましょう。



安全運転サポート車
普及啓発協議会キャラクター
「サポにゃん」

毎月20日は“飲酒運転根絶の日”



飲酒運転は、反応の遅れ、動作の遅れ、判断の遅れにより交通事故を起こしやすくなります。



ハンドルキーパー運動の推進

自動車で仲間と飲食店等へ行く場合、**お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）**を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるようにしましょう。



飲酒運転根絶宣言店 募集中！

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する**「飲酒運転根絶宣言店」**を募集中です。

詳しくは広島県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kotsu/koutuanzen290426.html>

毎月1日は“自転車安全利用の日”



自転車安全利用五則を守りましょう。

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先しましょう。
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認をしましょう。
- 3 夜間はライトを点灯しましょう。
- 4 飲酒運転は禁止です。
- 5 ヘルメットを着用しましょう。

自転車の
損害賠償責任保険等に
加入しましょう！